

# 海域における保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の検討状況について



# 海域におけるOECEM検討の進め方（振り返り）

- 令和3年度末までに、現在の海洋保護区や海域の利用、管理の状況を把握した上で、海域におけるOECEMとはどのようなものなのか、海域におけるOECEMの考え方、仕組みの方向性などを、次期生物多様性国家戦略への記載内容も見据えて、検討を進める。

## 令和3年度の目標

- ① 海域におけるOECEMを検討するための課題の洗い出し
- ② 30by30ロードマップや次期生物多様性国家戦略に記載する、海域におけるOECEMの考え方を示す

# 海域におけるOECM検討の進め方（振り返り）

- 海域では干潟、藻場、サンゴ礁等沿岸域の一部で民間の保全活動が行われていることから、そのような取組については、陸域を中心に検討している認定の仕組みの対象とする。

## 干潟、藻場、サンゴ礁等（沿岸域の一部）

海域にも民間の取組等によって生物多様性保全が図られている区域があることから、陸域を中心に検討している認定基準をベースに沿岸域においても民間の取組を認定し、取組を後押ししていくことを検討。（自然共生サイト（仮称）の認定対象とする）

## 上記以外の海域（上記以外の沿岸域＋沖合域）

既存の管理の仕組み等を整理するなど、どのような海域がOECMとしてふさわしいのか、検討を行う。

# 海域におけるOECEMの検討状況 概観

---

## 1. 海域におけるOECEMの案の検討

海域におけるOECEMにより、どのような生物多様性の保全や、社会課題解決のための効果を期待すべきか検討が必要であるという認識のもと、

海洋生物多様性保全戦略を参考に、国内において海洋生物多様性に影響を及ぼすおそれのある問題について、**エリアベースの保全がその課題解決に直接・間接的に貢献する可能性があるものを整理した。**



OECEMが課題の解決に貢献するために**OECEMの検討にあたって実施・促進が期待される取組と重視すべき点を整理した。**



その上で、効果的な、**海域におけるOECEMの考え方を検討した。**

## 2. 自然共生サイト（仮称）の認定の試行において沿岸域を対象とするための検討

さらに、自然共生サイト（仮称）認定基準の沿岸域への適用可能性について、ケーススタディにより検討した。

# 1. 海域におけるOECMの案の検討

# 海洋生物多様性を取り巻く課題の整理

国内の海洋生物多様性に影響を及ぼすおそれのある問題は、海洋生物多様性保全戦略に網羅的に整理されている。これらの中には、**エリアベースの保全が、課題解決に直接・間接的に貢献する可能性があるものも含まれる。**

## エリアベースの保全が解決に寄与する可能性のある課題の例

- 生態的ネットワークのシステム構築の必要性
- 陸域からの土砂流入、化学物質による影響
- 海水温の上昇によるサンゴの白化等
- プラスチック等の漂流漂着ごみによる海岸環境・漁業活動・生物への悪影響
- 開発行為による生物の生息場の喪失
- 漁村の過疎化や漁業者の高齢化による沿岸域の環境保全活動の後退

# OECMの検討にあたって実施・促進が期待される取組と重視すべき点

---

## ■ OECMが課題の解決に貢献するために、OECMの検討を通じて実施・促進が期待される取組の例

- 生物多様性保全能力が最大化される、様々な管理目的を持つ海洋保護区とOECMの適切な配置、それによる生態的ネットワークの構築
- OECMの継続的な管理や生物多様性に関するモニタリング
- OECMの生物多様性に関する価値の情報発信、OECMで生産された海産物のブランド化、既存のエコラベル等との連携 など

## ■ そのようなOECMとなるために、OECMの検討にあたって重視すべき点の例

- 重要海域の活用や気候変動に脆弱な生態系を特定するなど科学的な検討プロセス
- 生物多様性の保全を目的としない管理・保全活動の生物多様性保全への貢献度の明示
- 陸域における活動の評価、開発と調整できる仕組み、OECMの対外的な発信 など

# 海域におけるOECMの考え方の案

- OECMの検討にあたって重視すべき点を踏まえた、多様な取組を実施するためには、様々な主体との連携が欠かせない。また、継続的なモニタリングを含む適切な管理を行うには、既存の海域利用・管理・規制を生物多様性保全とリンクさせつつ、OECMの検討（自然共生サイト（仮称）としての認定も含む）を進めて行くことが有効と考えられる。

## ■ 海域におけるOECMの考え方案

- 多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域をOECMとして検討（自然共生サイト（仮称）としての認定も含む）する。

## 2. 自然共生サイト（仮称）の認定の試 行において沿岸域を対象とするため の検討

## 沿岸域における自然共生サイト（仮称）の認定に係るケーススタディ

### 干潟、藻場、サンゴ礁等（沿岸域の一部）

海域にも民間の取組等によって生物多様性保全が図られている区域があることから、陸域を中心に検討している認定基準をベースに沿岸域においても民間の取組を認定し、取組を後押ししていくことを検討。（自然共生サイト（仮称）の認定対象とする）

※既存の海洋保護区内の活動であっても、生物多様性保全の質を高める取組の後押しができるよう、認定の対象としたい。

※保護地域の面積算定における陸と海の境界について高潮線を使用している。WD-OECMへの登録等にあたっては高潮線で線引きを行うが、自然共生サイト（仮称）の認定においては、陸と海の境界線は柔軟に考える。なお、海の保護地域割合の分母には領海（含：内水）＋排他的経済水域（含：接続水域）＋延長大陸棚の約465万km<sup>2</sup>を用いている。

海域におけるOECMの考え方も踏まえ、令和4年度から実施する自然共生サイト（仮称）の認定の試行に沿岸域を対象として含めることができるのか、ケーススタディを実施して認定基準のチューニングを検討。

# 沿岸域における自然共生サイト（仮称）の認定に係るケーススタディ

## ■ ケーススタディ対象地の選定方針

1. 自然共生サイト（仮称）の認定が見込まれる生態系を絞り、そこで行われている活動について、認定基準の「生物多様性の価値に関する基準」がケーススタディ場所全体で、できるだけ網羅されるよう対象地を選定
2. 活動内容や活動実施者の属性、保護地域との重複状況など、できるだけ多様なタイプの活動が含まれるよう対象地を選定

## ■ ケーススタディ対象地の概要

生態系 タイプ	活動概要	活動実施者					生物多様性の価値 に関する基準		
		NPO	保全団体	企業	漁業者	行政	種	場	機能
サンゴ礁	清掃活動や土砂等流出防止対策活動		○	○	○	○	○	○	
干潟	ごみ回収や雑草刈りなどの保全活動、干潟生物調査、普及啓発	○		○	○	△	○	○	
海岸	漂着ごみの回収、外来植物の駆除	○		△		△	○	○	○
藻場	海岸清掃活動、アマモ播種活動、生物観察会	○	○	○	○	○		○	○

# 自然共生サイト（仮称）認定基準の沿岸域への適用可能性

## ■ ケーススタディの結果

- 陸域で検討していた認定基準はおおむね沿岸域にも当てはめることが可能。
- 一方、対象となる場所が砂浜、干潟、サンゴ礁、藻場といった所有・管理者が民間でない場所、管理者が不在の場所も多くあることから、統治責任者、管理責任者の整理が必要。
  - 令和4年度から実施する自然共生サイト（仮称）の認定の試行に沿岸域も対象として含める。認定基準の変更は不要。
  - 統治責任者・管理責任者の整理や関係する自治体との調整といった課題もあるため、件数は少数かつ丁寧に進める。

### その他今後の検討事項

一般海域における取組の扱い、陸域と一体となった認定申請の扱い、認定後に自然環境の状況等が変化した際の対応、自治体との情報共有など

# 今後の予定

## 海域におけるOECMの考え方等

### R3（2021）年度

- 海域におけるOECMの考え方について整理  
（令和3年度の目標②）
- 海域におけるOECMを検討するための課題の洗い出し  
（令和3年度の目標①）

### R4（2022）年度

- **次期生物多様性国家戦略**へ海域OECMの考え方を記載
- **第4期海洋基本計画**への海域OECMの考え方の記載を検討
- **個別認定以外の仕組みによるOECM**について検討

### R5（2023）年度

- **個別認定以外の仕組みによるOECM**について検討

## 自然共生サイト（仮称）

### R3（2021）年度

- 「自然共生サイト（仮称）」認定の仕組みについて検討
- 認定の仕組みの試行に必要な認定基準の検討  
（陸の認定基準のチューニング検討（令和3年度の目標①））

### R4（2022）年度

- 陸と同一の認定の**仕組みを試行**し、認定基準の見直しを行う

### R5（2023）年度

- 「自然共生サイト（仮称）」の**個別認定を正式に開始**予定